

伊佐市告示第 120 号

令和 8 年熊本地震による被災者に対する市税の申告等の期限を延長するので、下記のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 17 日

伊佐市長 橋 本 欣 也



記

伊佐市税条例（平成 20 年伊佐市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 8 年 7 月 28 日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

指定地域
熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町